



政治資金の徹底した透明化を
～国民が信頼できる政治の実現に向けて～

2025年3月

公益社団法人 経済同友会

目次

I	はじめに	1
1.	本提言の背景.....	1
2.	本提言の目的.....	1
II	課題認識	2
1.	昨年 12 月の政治改革関連法改正で十分なのか	2
2.	「政治にはカネがかかる」のか	4
3.	組織としての「政党」はこのままで良いのか	8
III	提言－政治資金の徹底した透明化を	9
1.	【提言 1】政治資金の使途と流れの可視化・監査の質の向上	9
2.	【提言 2】政党法による政党交付金を受け取る政党の役割・責任の明確化	11
3.	【提言 3】第 9 次選挙制度審議会の速やかな設置と企業・団体における自主的な透明性の向上の検討.....	13
IV	おわりに	14

I はじめに

1. 本提言の背景

一昨年末に発覚した自由民主党派閥の政治資金パーティーに関する政治資金収支報告書の不記載問題に端を発した「政治とカネ」の問題は、昨年の通常国会における主要な論点の一つとなった。本会では、この問題を受け、政治資金の透明化や政党ガバナンスの向上に関し、意見・提言を公表¹し、政治改革へ向けて政治家・マスメディア等との対話を重ねてきた。

昨年6月には政治資金規正法が改正されたものの、本会が求めてきた改革は実現されず、国民の政治不信の高まりも払拭されなかった。そうした中、昨年10月に実施された衆議院議員総選挙では政治改革が大きな争点の一つとなり、選挙結果も大きく左右されることとなった。昨年11月には、第2次石破政権が発足し、与野党が拮抗する中で先の臨時国会において、政治改革関連法が成立した。しかしながら、これをもって国民の政治不信が払拭され、政治改革が成し遂げられたとは言えず、特に政治資金の透明化に関して、未だ多くの課題が積み残された状況にある。

2. 本提言の目的

これまでの「政治とカネ」の歴史から見れば、どのような制度を作ったとしても、必ず抜け道はできてしまうことは明らかである。重要なことは透明化であり、それは政治資金の「入り」はもちろんのこと、「出」（使途）がより重要である。透明化を通じて、あらゆる政治資金が代議制民主主義の維持に必要なコストであるということについて説明責任を果たすこと、すなわち政治資金の必要性を国民が判断できるようにして、政治に対する信頼を取り戻すことが何よりも重要である。

政治資金の必要性の判断を阻害する重要な課題は、三つある。第一に、政治資金の収支報告制度の不備や、組織の数が多く資金の流れを複雑化させている政治団体の仕組みを原因とした「政治資金の使途や流れの不透明さと監査の形骸化」である。第二に、原資が税金であり、大半の政党において収入の多くを占める「政党交付金が適切に使用されず、それを受領する政党の役割・責任が不明確であること」である。第三に、「寄附者である企業・団体の政治資金に関する説明責任・ガバナンス」である。

本提言では、昨年12月の政治改革関連法の改正内容について、更に実効性を高めるとともに、これらの重要な課題に焦点を当て「令和の政治改革」を実現すべく提言する。

¹ 経済同友会 代表幹事「透明性と説明責任ある政党ガバナンスの確立により、国民の信頼の回復を一政治資金事案に関する意見」（2024年1月30日）、経済同友会 政治・行政改革委員会「政治不信の解消に向けた政治改革～改革のモメンタムを高める5つの提言～」（2024年5月10日）

II 課題認識

1. 昨年 12 月の政治改革関連法改正で十分なのか

(政治改革関連法の成立内容の評価)

昨年 12 月の臨時国会において、政治改革三法²および改正歳費法³が成立した。政治資金の透明化の観点では、主な内容として、政治団体から役職員・構成員に渡し切りの経費として支出される「政策活動費の全面廃止」、国会議員へ毎月 100 万円支給される「調査研究広報滞在費の使途公開・残額返還の義務化」、政党本部・政治資金団体・国会議員関係政治団体の「政治資金収支報告書のデータベース化」、政治資金の透明性確保のための監視機関である「政治資金監視委員会の国会への設置」などがある。

昨年 6 月の政治資金規正法の改正⁴も含め、政治資金の透明化につながる内容が法制化されたことで、ようやく本格的な政治改革が緒に就いた。他方、政党交付金を含む政治資金の使途や政治資金監査に係る課題、政治団体間の政治資金の移動に係る課題、企業・団体献金に係る課題は未解決のままである。

(政治資金の使途に係る課題)

政策活動費の全面廃止や調査研究広報滞在費の使途公開によって、使途が分からない政治資金は減少することが見込まれる。他方、政治資金の使途を確認することができる政治資金収支報告書は、必ずしも「政治資金の必要性を国民が判断できる開示」になっているとは言えない。

例えば、他の政治団体への複数に亘る寄附、誰に渡したのか分からない高額な贈答品や土産代、開催目的が不明瞭な会食費などは、一見しただけではその必要性を判断することができない。また、人件費については、総額のみ記載となっているため、何人のスタッフが、どのような活動をし、いくらの対価を得ているのか、という点も不明瞭である。

(政治資金の移動に係る課題)

法改正により政治資金収支報告書のデータベース化に向けた環境整備が明記され、政治資金の使途や資金の流れの確認および不正防止の基盤が構築されることとなった。詳細な仕様は今後の検討に委ねられているが、寄附者の情報を漏れなく名寄せできるようにすることや様々な検索、分析を可能にするなど、国民による監視という観点で、有効に機能するものにしなければ、政治資金の透明性の向上に寄与するものにはならない。データベース化が、単なるリストの作成や情報を電子化することだけでは不十分であり、実効性の高いデータベース管理システム (DBMS) を構築することこそが重要である。

² 政治資金規正法の一部を改正する法律、政治資金規正法等の一部を改正する法律、政治資金監視委員会等の設置その他の政治資金の透明性を確保するための措置等に関する法律

³ 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律

⁴ 2024 年 6 月の政治資金規正法改正の主な内容として、「政治資金収支報告書への確認書交付の義務付け」、「政治資金の預貯金保管 (パーティー券購入は振込義務化)」、「パーティー券購入者の公開基準を 20 万円から 5 万円に見直し」、「1,000 万円以上の資金移動時の公開基準の拡大」、「政治資金収支報告書のオンライン提出の義務化」などがなされた。

また、本改正は政党本部・政治資金団体・国会議員関係政治団体を対象とするものであり、使途公開の基準が低い「その他の政治団体」は対象となっていない。透明性の低い「その他の政治団体」が政治団体の大半を占め、政治団体の数（約6万団体⁵）自体も多いこと、加えて政党支部や政治団体間で資金移動が可能となっていることが、政治資金の流れを複雑かつ不透明にさせる要因となっている。加えて、未だ現金授受が完全に禁止されていないことも不透明さを助長している。

昨年6月の政治資金規正法の改正により、国会議員関係政治団体からその他の政治団体へ年間1,000万円以上の資金移動があった場合、当該政治団体は国会議員関係政治団体と同じ透明性が求められることとなったが、基準未満の金額で複数の政治団体に分散して資金移動を行うことが可能であることも問題である。

(政治資金の監査に係る課題)

政治資金監視委員会の国会への設置によって、政治資金収支報告書の記載の正確性を監視する体制が構築されることとなった。他方、国会議員関係政治団体だけでも約2,000団体存在する中で、同委員会がすべてをチェックすることは困難である。そのため、前述したDBMSの構築や、個々の政治資金監査の質を向上させなければ、同委員会の実効性にも懸念が生じることとなりかねない。また、国会内に設置されることから、委員の選定をはじめ、独立性を担保できるのかという点も課題となる。

現状、国会議員関係政治団体の政治資金監査は、政治資金規正法で定める登録政治資金監査人を行っている。しかしながら、監査の内容は、外形的・定型的なものに留まっており、政治活動のための費用であるかの判断基準もない中で、「妥当性」まで踏み込むことは不可能である。

(企業・団体献金に係る課題)

昨年の法改正の検討のなかで企業・団体献金のあり方の是非については、本年3月末までに国会で結論を得るという形で先送りされた。全面禁止の意見もあるが、政治団体を介した献金の禁止が難しい点や、会社役員個人が寄附者に成り代わって献金することでかえって透明性を下げ懸念も指摘されている。

現状をみると、多くの企業や団体がどのような組織内の意思決定をして、どのような目的で、誰にいくら政治献金を行っているのかについて、ステークホルダーの理解が十分に得られていないとは必ずしも言えない。企業・団体献金が民主政治を歪めているのではないかという指摘もある中で、献金を受け取る政治側だけではなく、寄附者側である企業・団体、個人にも政治献金に関する透明性向上を図る責任がある。

まず重要なポイントは、政治資金の流れが透明化され、企業・団体が政治献金に対する説明責任を果たせるようにすることである。

⁵ 令和5年分政治資金収支報告書の提出団体は59,810団体（総務大臣届出分+都道府県選管届出分）

⁶ 企業の役員が個人の意思に基づいて献金することは問題ないが、企業献金が禁止された場合、それ以前にしていた企業献金の相当額を役員に手当として交付し、それを原資として役員個人が企業の意志として献金する（実質的に企業献金と同じ）ことで、献金が小口化し透明性が下がることも考えられる。

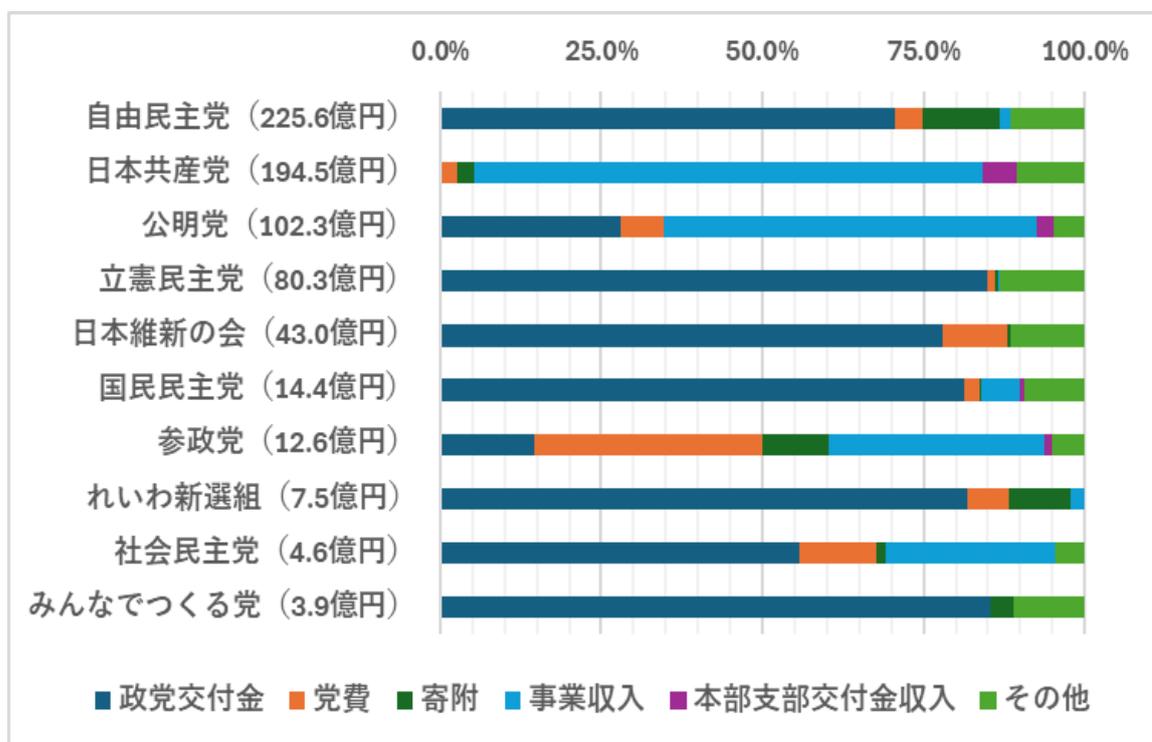
2. 「政治にはカネがかかる」のか

(政党本部の収入の大半を占める政党交付金)

政党が受け取る主な政治資金は、党費、個人献金、事業収入（政治資金パーティー収入を含む）、企業・団体献金、政党交付金などである。2023年政治資金収支報告書によれば、受け取っていない日本共産党を除けば、政党交付金は政党本部の収入総額の約7～8割を占めており、総額で約315億円もの税金が使われている。

図表1：各政党本部の年間収入の内訳

※括弧内は年間収入総額



(出所：総務省「令和5年分政治資金収支報告の概要（総務大臣届出分）」より事務局作成)

また、政党交付金は使途が制限されておらず、使い残しがあれば、基金として積み立てることも可能であり、2023年末の各政党の基金残高は約301億円となる。加えて、支出の内訳は、人件費等の経常経費と政治活動費の二つとなるが、このうち政治活動費の支出は宣伝事業費や選挙関係費が多くを占めており、立法活動に関わるものと考えられる調査研究費の支出は少ない。

図表2：各政党（本部・支部）の政党交付金の総額および基金の額

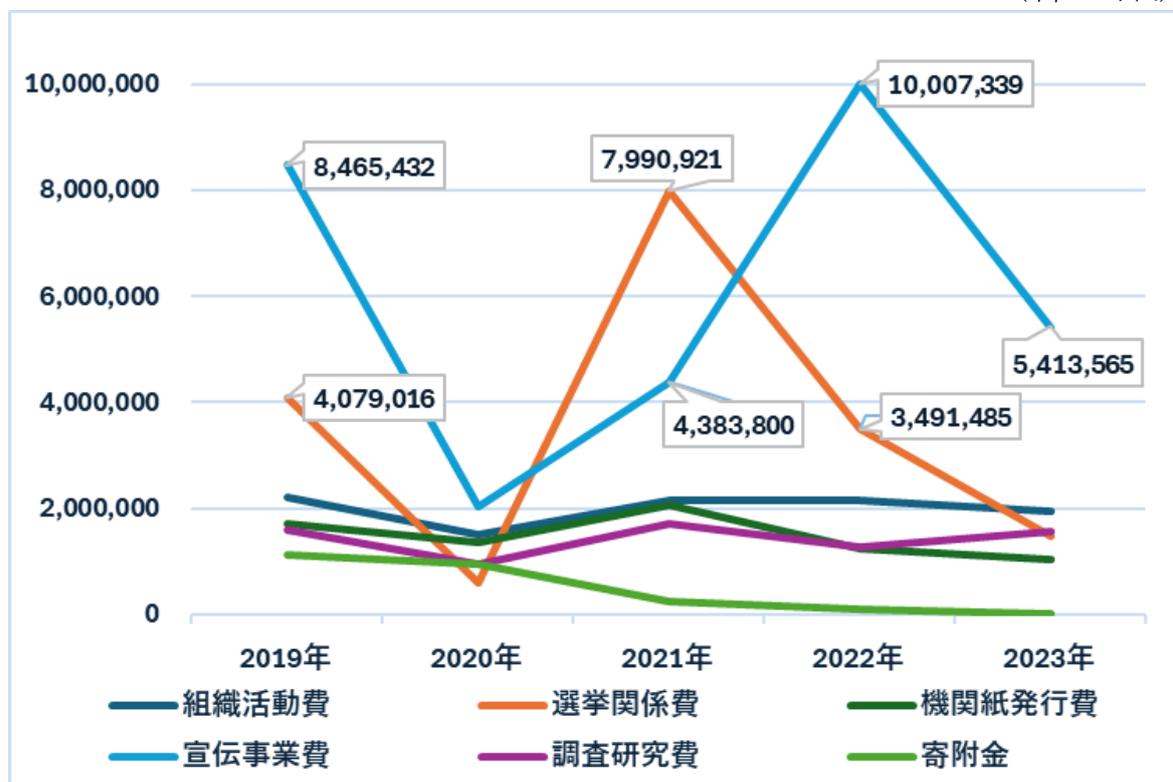
(単位：千円)

政党名	令和5年の交付総額	令和4年末基金残高	支出の総額	令和5年末基金残高
自由民主党	15,910,110	21,639,314	11,688,696	25,833,053
立憲民主党	6,832,599	666,801	6,847,010	652,394
日本維新の会	3,351,451	1,270,285	3,621,615	1,000,121
公明党	2,869,898	1,169,492	2,750,787	1,288,603
国民民主党	1,173,251	342,694	1,050,613	465,333
れいわ新選組	619,691	249,899	504,757	364,833
みんなで作る党	334,430	14,505	58,774	290,161
社会民主党	260,166	115,342	227,780	147,728
参政党	184,923	77,022	108,847	153,098
合計	31,536,519	25,545,353	26,858,881	30,195,324

(出所：総務省「政党交付金使途等報告の概要」より事務局作成)

図表3：政党交付金（2019年～2023年分）における主な政治活動費の内訳

(単位：千円)



(出所：総務省「政党交付金使途等報告の概要」より事務局作成)

(政党交付金の使途の不透明さ)

政党交付金の使途の報告の対象となる基準は、5万円以上となっている。他方、国会議員関係政治団体における政治資金収支報告書の基準は1万円超であり、政党交付金の方が透明性は低い。また、政治資金収支報告書とは異なり、政党交付金使途等報告書は、電子ファイルは閲覧のみで、印刷・ダウンロードはできないことに加え、報告書のデジタル化の予定もない。

支出項目において、使途の目的や詳細、人件費の支出明細が不明である点は、政治資金収支報告書と同様の課題を抱えており、「政党交付金の必要性を国民が判断できる状態」になっているとは言えない。

図表4：「政党交付金」と「国会議員関係政治団体の政治資金」の比較

項目	政党交付金	国会議員関係政治団体の政治資金
使途の明細の記載・領収書の写しの添付	1件「5万円以上」の「人件費、光熱水費」以外の経常経費・政治活動費	1件「1万円超」の「人件費」以外の経常経費・政治活動費 ※1万円以下の少額領収書についても開示請求制度あり
報告書の公開	閲覧のみ	印刷・ダウンロードが可能
オンライン提出・データベース公表	義務化の予定なし	2027年1月より義務化

(政治活動の実情)

国会議員歳費、調査研究広報滞在費、政党交付金で国会議員一人当たり年間4,600万円程度の公費が入っている。他方、広い選挙区であれば、複数の事務所費、私設秘書の人件費、後援会報や国会報告等の印刷費、議連の会費や懇談会費などで7,000万円以上かかるため、公費だけでは足りない議員もいるとの話も聞くところである。

特に、行事への参加、支援者への挨拶回り、弔事への対応など、地域住民との交流活動のためには拠点となる事務所や秘書の存在が重要となるため、それにかかる政治資金も多額に上る。また、国会議員によっては、地方議員に協力を得るため、政治活動の名目で政治資金を分配している。

こうしたなかで、政党交付金を使い切れず十分に各議員へ行き渡っていないことをはじめ、使途や目的が不明瞭、煩雑な資金の流れ、現金のやり取りの容認などの実態があり、どの程度の政治資金が必要なのかが不明瞭である。

加えて、地域住民との交流活動に関わるもの以上に、国政に関わる調査・研究に基づいた政策立案など、本来国会議員として取り組むべき活動に政治資金が使われるべきであると考えられる。そのためにも、政治資金の使途や目的を明らかにしたうえで、その必要性を国民が評価することが必要である。

図表5：国会議員一人当たり年間の収入・支出の例⁷

収入		支出			
基本的な収入 約4,600万円	歳費（給与） 約1,552万円	国会議員としての 純粋な給料	人件費	複数の私設秘書、 事務所を設けた 場合、4,000万 円以上となる ケースもあり	
	期末手当（賞与） 約 638万円		事務所費		
	調査研究広報滞在費 1,200万円		光熱費・水道費		
	政党交付金 1,300万円		備品・消耗品費		200万円前後
歳費・期末手 当から捻出し たとしても、 2,400万円 以上足りない ケースもあり、 右記の収入を 得る必要あり	党費収入	政治活動の原資 となる収入	旅費・交通費・車両 関係費	交流活動の量に よっては、 2,000万円以上 となるケースも あり	
	党本部・都道府県連 からの交付金		会合費・会食費・贈 答品費		
	個人献金・企業団体 献金		宣伝事業費・調査研 究費		800万円前後
	政治資金パーティー 収入		政治資金パーティー 事業開催費		
		総額7,000万円 以上となる ケースもあり			

(出所：事務局作成)

⁷ このほか、公費として、公設秘書3人分を雇用するための人件費（2,000万円超）、JR無料パス、往復航空券、議員宿舎が与えられる。また、政党に入る収入とはなるが、国会議員一人当たり月65万円が支払われる立法事務費がある。

3. 組織としての「政党」はこのままで良いのか

(政党における望ましい政治資金の使い方)

英国では党大会の分科会等で議論を吸収してマニフェストを作り、選挙に臨んでいるが、日本ではその仕組みがなく、選挙直前に作成するため、党内でも浸透していない。政治家個人が政策立案に力を注ぐことができるようにすることに加え、党内の政策論議を深めることに対して、政党としてより政治資金を使うべきである。

現状では、政治家に立候補するうえでは、資産家や著名人、世襲議員が有利であり、立候補者の固定化の要因の一つとなっている。また、政治家を世襲する場合、親の政治団体の継承や寄附を受けることは非課税のため、長期に渡って議席が固定化しやすい環境になっている⁸。

公募等の人材発掘への投資や、自己資金や借入金に頼らずとも立候補できるよう候補者への支援に対して、より政治資金を使うべきであり、そのような候補者・政治家を育てていくことが、政党の重要な役割である。そうした政党の人材力向上が結果的に政治家の多様性を高め、政策論議の活性化にも繋がる。

(政党の責任のあり方)

企業のガバナンスは会社法を基礎にしながらも、コーポレートガバナンス・コードの導入などによりこの10年で飛躍的に向上した。特に企業経営における責任の所在が明らかになった。

政治とカネの問題については、かねてから政治家個人の責任を問うための仕組みの議論はあったものの、政党や党首がどのように責任を果たすべきかという議論が進んでいないことが、根本的な問題の解決に至らない原因であると考えられる。

政治家が起こした不祥事については、本来その政治家が所属する政党および党首をはじめとした役員も、国民が納得する形で一定の責任を果たすことが求められており、その仕組みの構築は急務である。それが実現していないのは、政党の役割・責任と意思決定プロセス含めた政党内部の機関の権限・機能が定義されていないことにあるが、それらを規定する法律はない。

政治とカネの問題に留まらず、政治家個人の責任追及に終始することがない、ガバナンスが効いた政党の仕組みの構築が必要である。

⁸ 経済同友会 政治・行政改革委員会「政治不信の解消に向けた政治改革～改革のモメンタムを高める5つの提言～」(2024年5月10日)において、政治団体を世襲した場合の課税導入や国庫返納等の仕組みの導入を提言している。

Ⅲ 提言－政治資金の徹底した透明化を

1. 【提言 1】政治資金の使途と流れの可視化・監査の質の向上

繰り返される「政治とカネ」にまつわる不正を根絶し、国民が政治資金の必要性を判断できるようにするために、抜け道のない資金の使途と流れの透明化の徹底と監視機能の強化が不可避である。

① 政治資金の流れの可視化

(提言のねらい)	
➤	政治団体の多さに加え、政党支部や政治団体間で資金移動が可能となっているために複雑化した政治資金の流れを簡素化し、国民の監視が行き届くようにする。
(提言の内容)	
➤	政治資金の現金授受を完全禁止（相手や局面に関わらず政治資金を現金で渡す・貰うという行為）し、資金の流れを追えるようにする。
➤	国会議員関係政治団体については、同一の国会議員が複数の政治団体を持つことを禁止する（または、一つの政治資金管理団体で収支管理を行う）。
➤	データベース管理システムを構築し、名寄せ、検索、分析を容易にする。

課題認識で述べたとおり、昨年12月の法改正により、政治資金収支報告書のデータベース化に向けた環境整備が明記されたことによって、政治資金の使途の分析や流れの可視化、不正防止などの基盤が構築されることとなったが、詳細な仕様は今後の検討に委ねられている。なお、政治資金収支報告書のオンライン化・デジタル化については、政治資金の透明性の向上には欠かせない取り組みであるため、本会でもその点をかねてから提言してきた⁹。

2027年1月のデータベース化の施行に向け、DBMSを適切に構築し、国民による監視という観点で、有効に機能させるために、最低限必要なポイントを以下に示す。

図表6：政治資金収支報告書のデータベース管理システム構築のポイント

開示項目	概要
国会議員名での名寄せ	複数の政治団体を持つ国会議員の政治資金の総額や、資金移動の状況が確認できるようにする。
寄附者名・住所での名寄せ ¹⁰	企業・団体名（代表者名を含む）、個人名およびそれらの住所を用いて名寄せできるようにすることで、寄附者ごとの寄附先や寄附総額が確認できるようにする。
支出の目的ごとの分析	経常経費および政治活動費の支出項目ごとの分析を可能とすることに加え、その明細項目の支出の目的（贈答品・飲食費・寄附金等）についても分析を可能とする。

⁹ 経済同友会 代表幹事「透明性と説明責任ある政党ガバナンスの確立により、国民の信頼の回復を－政治資金事案に対する意見－」（2024年1月30日）において、名寄せ・デジタル解析を可能とする政治資金収支報告書アプリケーションソフトの統一化・標準化とWEB公開の義務化を提言している。

¹⁰ 名寄せについては、膨大なシステムコストがかかるため、寄附者の本人確認として、例えばマイナンバー活用や法人番号等の活用も検討されるべきである。

② 政治資金の具体的使途・目的の公開

(提言のねらい)
➤ 政治資金の必要性を判断することができる情報開示を行うことで、国民の政治資金についての不信感を払しょくする。
(提言の内容)
➤ 全ての政治資金の支出について、具体的な使途とその目的（誰に対して・何のために）を報告書に記載する。

<見直し案の例>

【例1】支出明細ごとの具体的使途・目的を記載する

- 政治資金収支報告書（最低限、国会議員関係政治団体）、政党交付金使途等報告書のいずれにおいても、政治活動費などに関する具体的使途・目的が分かるように、支出した理由等を必要性とともに備考に記載することを義務化する。

【例2】国会議員関係政治団体の政治資金と政党交付金の報告内容を統一する

- 国会議員関係政治団体の政治資金収支報告書と同様に、政党交付金使途等報告書においても、「光熱水費」を含めた経常経費・政治活動費につき、1件「1万円超」については明細の記載・領収書の写しを添付し（1万円以下の少額領収書の開示請求を可とする）、報告書の印刷・ダウンロードを可とすることに加え、オンライン提出・データベース公開を義務化する。

【例3】支出明細項目に人件費を追加する

- 政治資金収支報告書（最低限、国会議員関係政治団体）、政党交付金使途等報告書のいずれにおいても、他の経常経費と同じように「人件費」についても総額だけではなく、明細ごとの内容を記載することを義務化する。

③ 民間企業と同等の政治資金監査の実施

(提言のねらい)
➤ 個々の政治資金収支報告書の監査を担う登録政治資金監査人の監査の質を民間企業と同等の水準に見直す。
(提言の内容)
➤ 監査の適正性を保つためにも政治資金の会計処理においては複式簿記 ¹¹ を導入する。
➤ 登録政治資金監査人による監査において、形式的な領収書等の確認に留まらず、政治資金の必要性や妥当性も含めて監査報告を行うことで政治資金監視委員会を有効に機能させる。

¹¹ 2024年6月の政治資金規正法の改正では、「政治資金の適正化・透明化を図るため、適時に、正確な会計帳簿の作成や、複式簿記の導入などを含め、会計の在り方について検討を行うこと。」が附帯決議として盛り込まれた。

2. 【提言2】 政党法による政党交付金を受け取る政党の役割・責任の明確化

政党は国民の意見を国会に反映させる「公的な役割」を担っており、その役割・責任を明確にすることが重要である。とりわけ国民の税金を財源とする政党交付金を受領している政党は、国民が納得できる政党交付金の使用、透明性のある政党の体制構築が必要である。

① 政党が公的な役割と責任を果たす仕組みの構築

(提言のねらい)

- ▶ 政治とカネの問題に留まらず、政治家個人の責任追及に終始することがない、政党のガバナンスが効いた仕組みを構築¹²する。

(提言の内容)

- ▶ 政党法を制定し、政党の自己統治能力を高める。
- ▶ 政党交付金を受け取る政党は、単なる社会団体ではなく国民の意見を国会に反映させる「公的な役割」を担っていること、また、政治家が起こした不祥事などに関する政党の責任の果たし方やその意思決定の方法を含めた政党内部の機関の権限・機能を政党法に規定する。

② 政党交付金の適切な使用

(提言のねらい)

- ▶ 政党交付金について、必要額を勘案したうえで所属議員へ適切に分配する仕組みを構築する。

(提言の内容)

- ▶ 政党交付金に関しては、政治家が政策立案に専念できるよう、党内の適切な分配を行うための基本方針を党則で定めることを政党法に規定する。
- ▶ また、税金であることを鑑み、政党支部が受領した政党本部からの政党交付金を含め、使い残しがあれば基金として積み立てることはせず、国庫へ返納する旨を政党法に規定する。

¹² 2024年6月の政治資金規正法の改正では、「政党が議会制民主政治において極めて重要な存在であることを踏まえ、政党の望ましいガバナンスの在り方について、政党の自主性及び自律性の確保に配慮しつつ、法整備の要否も含めて、中長期的に検討を行うこと。」が附帯決議として盛り込まれた。

③ 政策力・人材力向上への政党交付金の活用・内部統制状況の公開

<p>(提言のねらい)</p> <p>➤ 政党交付金の活用方針や候補者や党役員の選定プロセスなどを明らかにし、それらがルール通りに運用されているかについて、内部統制の状況を可視化する。</p>
<p>(提言の内容)</p> <p>➤ 政策力や人材力への投資、候補者や党役員の選定プロセスに関する事項について、党則で定めることを政党法に規定する。</p> <p>➤ また、党則の規定に対する内部統制システムの運用状況が分かる報告書を開示することを政党法に規定する¹³。</p>

図表7：政党法、党則で規定すべき事項（案）

項目	ルール	規定事項
政党の定義	政党法	<ul style="list-style-type: none"> 政党交付金を受け取る政党は、単なる社会団体ではなく国民の意見を国会に反映させる「公的な役割」を担っていることの定め 政党内部の機関（党大会または議員総会、党首・役員、本部・支部等）の権限・機能の定め 政党と議員、党員、本部・支部の関係（果たすべき責任を含む）の定め
	党則	<ul style="list-style-type: none"> 任意の機関に関する定め
政党交付金	政党法	<ul style="list-style-type: none"> 政党交付金の使用・分配に関する基本方針を党則で規定することの定め 政党交付金は基金として積み立てることができないものとし、使い残しがあった場合の返還を要することとする定め
	党則	<ul style="list-style-type: none"> 政党交付金の使用・分配に関する基本方針の定め
政策力向上	政党法	<ul style="list-style-type: none"> 政策力や人材力の強化やそのための投資、候補者や党役員の選定プロセスに関する事項を党則で規定することの定め 政党法および党則の規定に対する内部統制システムの運用状況が分かる報告書を開示する旨の定め
	党則	<ul style="list-style-type: none"> 所属の国会議員の政策立案を促進するための支援や投資に関する定め 公募・人材発掘への投資、候補者への資金支援、教育・研修等の人材育成への投資の方針に関する定め 候補者や党役員における若年層や女性の割合に関する方針に関する定め

¹³ 政党がどのように選挙候補者を決め、選挙活動をどう支援するかを明確にすることは、より広範囲で多様な立候補者を集めることに繋がる可能性がある。その結果、選挙で選ばれた議員の多様性も実現し、政策論議がより活性化することが期待される。

3. 【提言3】第9次選挙制度審議会の速やかな設置と企業・団体における自主的な透明性の向上の検討

かつて、本会では個人献金が政治資金の中心となれば、企業・団体献金は原則禁止すべきという立場をとってきた。しかし、そうした理想主義的な社会は未だ実現することはなく、むしろこれまでにない程、政治資金に対する国民の信頼が失われている。この現状を踏まえれば、透明化による実態把握を経て、その可否を含めて国民が判断できるようにすべきである。

また、現在、国会では企業・団体献金のあり方について、政治家だけの議論により結論が導き出されようとしているが、本来、政治資金をはじめとする政治改革は、近年の様々な動きや議論を踏まえて第三者の立場から検討し、国民的議論に付すべきである。

したがって、第8次制度選挙審議会¹⁴がめざした「政党本位・政策本位」の政治の実現に向けて、外部有識者からなる第9次選挙制度審議会を速やかに設置¹⁵し十分な議論を開始することを強く求めたい。

政治資金の問題は、政治家だけではなく、献金する側である企業・団体、個人にも説明責任がある。企業・団体献金が民主政治を歪めるのではないかという指摘もある中で、企業・団体側も政治献金の透明性向上に向けて、各企業・団体が自主的に政治献金に関する意思決定の適正性や情報の透明性を向上させ、ステークホルダーに対して説明責任を果たすよう、検討をはじめることが必要である。

企業献金（パーティー券購入を含む）について、経営会議、取締役会等（団体献金の場合は理事会、社員総会等）での決議・報告を行うことや、企業・団体献金の情報についてサステナビリティ報告書等で公開するなど透明性向上に向けた自主的検討・取り組みが既に一部企業で行われている¹⁶。各国の状況¹⁷や外部有識者など第三者の意見を参考に検討することも考えられる。

これまで様々な対応策が講じられたにもかかわらず、政治資金の仕組みには常に抜け穴があり、真の透明化は実現しなかった。政治家だけでなく、個人、企業、団体、更にメディアそれぞれが出来る努力をし、企業・団体献金についてもすべての国民から納得感の得られる姿にしていくべきである。

¹⁴ 内閣府の審議会では1961年に第1次審議会が設置されて以降、過去8回設置されているが、その後30年以上設置されていない。過去の審議会では、選挙制度だけではなく政治資金規正も議論されている。

¹⁵ 経済同友会 政治・行政改革委員会「政党・政策本位の政治の成熟化と統治機構改革～『決断できる政治』の実現に向けて～」(2012年5月)を始め、過去数次にわたり提言している。

¹⁶ 既にパナソニックホールディングスやNTTデータグループなどの企業では、年次報告書において、自社の政治資金に関する対応方針や献金額を公開している。

¹⁷ 英国では会社法において、子会社がするものを含め一定額以上の企業献金を株主総会決議事項として、株主への説明責任を果たす仕組みとしている。労働組合が政治献金をする場合は、別個の政治基金を設置し10年毎の組合員による承認決議が必要となる。

IV おわりに

本提言では、企業・団体献金を含めた政治資金を徹底的に透明化すべきという考え方を示した。

本会では、これまで、個人献金が政治資金の中心となり、国民が政治資金を薄く広く負担することが有権者の政治参加の観点から望ましいと主張してきた。そのため、個人による寄附文化の醸成が進み、個人献金が政治資金の中心となる環境ができた場合には、企業・団体献金（政治資金パーティーを含む）は原則禁止すべきという立場をとってきた¹⁸。

他方、一昨年末に発覚した「政治とカネ」の問題を経て2回の政治資金規正法等の改正が行われてもなお、政治資金の透明性に係る課題が解消されてはいない。これまでにない程、政治資金に対する国民の信頼が失われている。

今通常国会では、企業・団体献金を含めた政治資金の透明化に向けた課題が残る中で、企業・団体献金の廃止が議論され続けているが、まずは徹底的な透明化を追求し、企業・団体献金の実態を適切に把握するとともに、その結果に基づいて、政治資金の必要性を国民が判断できるようにする必要がある。

既に世論調査においては、政治資金について、企業・団体献金を今のまま維持すべきという意見は少数である。国民が重視するのは、企業・団体献金を禁止すること以上に、さらに透明性を高めることである¹⁹。つまり、国民としては、政治家だけではなく献金する側である企業・団体、場合によっては個人にもその責任があると考えている。

それゆえ本会は、政治資金の使途と流れの可視化や監査の質の向上、誰もがいつでもアクセスし分析可能な政治資金収支報告書のデータベース管理システムを速やかに構築する等の政治資金の徹底的な透明化に係る施策を提言すると同時に、企業・団体献金に関しても、企業等が自主的にステークホルダーに対してより適正な説明責任を果たすために、組織内での機関決定と情報公開を検討することを提案した。

賛同する企業・団体による実践の積み重ねによって、企業・団体側の政治資金の透明性が高まり、それが定着していく中で、政治献金の一般的規制が形作られるべきである。

¹⁸ 経済同友会 政治・行政改革委員会『「政党による政策本位の政治」の実現に向けて—マニフェスト政治の確立と政治資金のあり方—』（2010年2月10日）において、企業・団体献金（政治資金パーティーを含む）の原則禁止を提言した。ただし、政党・政策本位の実現を目指す観点から、政党から独立した別法人として設立した政党シンクタンクに対してのみ、企業・団体が寄附をできる仕組みを構築し、政党シンクタンクは政治インフラとしての「政策研究・立案・調査」および「人材育成」のみを担い、政党シンクタンクから政党への資金の移動は禁止することとしている。

¹⁹ NHKの世論調査（1月11日～3日間）では、「企業・団体献金をどうすべきか」という問いに対し、「禁止すべき」が25%、「維持してもよいが、透明性を高めるべき」が56%、「今のまま維持すべき」が9%という結果となっている。FNNの世論調査（1月18日・19日）では、「企業・団体献金についてどうすべきか」という問いに対し、「禁止すべき」が22.9%、「維持してもよいが透明性を高めるべき」が67.9%、「今のままで良い」が6.7%という結果となっている。

また、現在は国会にて当事者である政治家のみで議論が進められているが、平成の政治改革時に設置された第8次選挙制度審議会においては、国会議員が入らず、法曹界、学界、経済界、労働界、メディアなどの外部有識者によって議論・検討され、平成の政治改革の土台となった。

国会議員だけの議論で結論が導かれることなく、これまでに認識された課題を含め、外部有識者により十分な検証がなされ、それが国民的議論に付されるよう、今回第9次選挙制度審議会の設置を求めている。

本提言では、政治資金の透明化の観点から、重要な政党交付金の受領要件を満たす政党や国会議員関係政治団体の改革を中心に提案した。今後、少数政党や無所属議員、さらには政治団体の多くを占める、その他の政治団体（特に地方議員が関与する政治団体等）のあり方に関しても、改革の方向性を検討していくべきだと考えている。

また、これに加え、与野党での協議が始まった衆議院の選挙制度における1票の格差の是正、小選挙区比例代表制の見直しなどの重要な政治課題についても、引き続き議論・検討を重ねていくことが必要である。

以上

2025年3月

政治・行政改革委員会

(敬称略)

委員長

新 芝 宏 之 (岡三証券グループ 取締役社長)

神 津 多可思 (日本証券アナリスト協会 専務理事)

副委員長

川 本 明 (アスパラントグループ 副会長 ファウンディングパートナー)

鈴 木 和 洋 (楽天グループ 専務執行役員)

原 田 克 彦 (日本熱源システム 取締役社長)

藤 本 昌 義 (双日 取締役会長)

山 科 裕 子 (オリックス 顧問)

委員

秋 池 玲 子 (ボストン コンサルティング グループ 日本共同代表)

秋 田 正 紀 (松屋 取締役会長)

朝 倉 陽 保 (HAマネジメント 代表社員)

足 立 洋 子 (SBI証券 専務取締役)

有 田 礼 二 (東京海上日動火災保険 常勤顧問)

飯 塚 厚 (日本郵政 取締役兼代表執行役上席副社長)

石 川 耕 治 (損害保険ジャパン 取締役社長 社長執行役員)

市 川 晃 (住友林業 取締役会長)

岩 崎 俊 博 (T. IWASAKI 取締役社長)

上 野 幹 夫 (中外製薬 特別顧問)

榎 並 友理子 (日本アイ・ビー・エム 執行役員)

大久保 和 孝	(大久保アソシエイツ 取締役社長)
奥 谷 禮 子	(CCCサポート&コンサルティング 取締役会長)
小 野 俊 彦	(東栄電化工業 取締役会長)
梶 川 融	(太陽有限責任監査法人 会長)
久 慈 竜 也	(久慈設計 取締役会長)
熊 谷 亮 丸	(大和総研 副理事長 兼 専務取締役)
桑 原 茂 裕	(アフラック生命保険 取締役副会長)
幸 田 博 人	(イノベーション・インテリジェンス研究所 取締役社長)
小松原 正 浩	(マッキンゼー・アンド・カンパニー・インコーポレイテッド・ジャパン シニアパートナー)
小 室 淑 恵	(ワーク・ライフバランス 取締役社長)
坂 本 和 彦	
迫 田 英 典	(SOMPOインスティテュート・プラス 理事長)
佐 藤 誠 治	(関西エアポート 取締役/監査等委員)
正 田 修	(日清製粉グループ本社 名誉会長相談役)
菅 原 郁 郎	(トヨタ自動車 取締役)
菅 原 貴与志	(セジフィールド&パートナーズ・ジャパン 代表弁護士)
反 町 雄 彦	(東京リーガルマインド 取締役社長)
高 島 宏 平	(オイシックス・ラ・大地 取締役社長)
高 橋 温	(三井住友信託銀行 名誉顧問)
田 中 洋 樹	(短資協会 会長)
土 屋 達 朗	(フジタ 上級顧問)
出 張 勝 也	(オデッセイ コミュニケーションズ 取締役社長)
寺 澤 辰 磨	(横浜銀行 名誉顧問)
東 海 由 紀 子	(インテル 執行役員)

長瀬 朋彦	(IMAGICA GROUP 参与)
中野 祥三郎	(キッコーマン 取締役社長CEO)
中野 晴啓	(なかのASETマネジメント 取締役社長)
新家 寛	(西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 執行委員パートナー)
野田 由美子	(ヴェオリア・ジャパン 取締役会長)
羽賀 威一郎	(東陽 取締役社長)
林 明夫	(開倫塾 取締役社長)
廣田 康人	(アシックス 取締役会長CEO)
福川 伸次	(東洋大学 総長)
福田 達男	(新時代戦略研究所 (INES) 主任研究員)
船倉 浩史	(ベース 顧問)
堀井 昭成	(キャノングローバル戦略研究所 理事 特別顧問)
間下 直晃	(ブイキューブ 取締役会長 グループCEO)
増淵 稔	(日本証券金融 名誉顧問)
宮川 純一郎	(全日空商事 取締役社長)
守田 道明	(イーレックス 取締役)
山下 良則	(リコー 取締役 会長)
湯浅 誠	(全国子ども食堂支援センター・むすびえ 理事長)
横尾 隆義	(地域育成財団 代表理事)
横田 成人	(ヨコタエンタープライズ 代表取締役)

以上62名

事務局

菅原 晶子	(経済同友会 常務理事)
菅野 宏司	(経済同友会 政策調査部 マネジャー)
窪島 一倫	(経済同友会 政策調査部 マネジャー)